

大郷明治デマンド型乗合タクシー運行業務 公募型プロポーザル

実施要領

令和6年11月

大郷明治交通サービス運営協議会

1 目的

大郷明治デマンド型乗合タクシーは、路線バス空白地域にあたる山形市の大郷・明治地区住民の生活に必要な移動手段を確保し、また、市域を超えて中山町との公共交通広域ネットワークを構築することを目的として運行している。

令和7年度の業務実施にあたり、事業を円滑に実施するために最も適切な事業者を、優れた企画提案の内容や価格等を総合的に評価する公募型プロポーザル方式により選定する。

本実施要領において、大郷明治デマンド型乗合タクシー運行業務を委託する契約候補者を選定する公募型プロポーザルの応募資格、手続き、審査等の内容について必要な事項を定める。

2 委託業務

- | | |
|-----------|---|
| (1) 業 務 名 | 大郷明治デマンド型乗合タクシー運行業務 |
| (2) 業務内容 | 別添「大郷明治デマンド型乗合タクシー運行業務仕様書（以下、「仕様書」という。）」のとおり。 |
| (3) 委託期間 | 契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで
（運行期間：令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで） |
| (4) 委託金額 | 上記の運行期間に係る上限金額は 5,890,456 円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。 |

3 参加資格

本業務の公募型プロポーザルに参加する者は、以下の要件を全て満たすこと。

- (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (2) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に該当する者でないこと。

【第 167 条の 4】

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

- (4) 山形市税及び中山町税の滞納がないこと。
- (5) 山形市暴力団排除条例（平成23年市条例第25号）第2条及び中山町暴力団排除条例（平成24年町条例第10号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難され

るべき関係を有する者でないこと。

- (6) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業の許可を取得している者、又は、運行開始日までに取得する見込みの者であること。
- (7) 山形市又は中山町内に本社又は営業所を有する法人であること。
- (8) その他、法令等に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。

4 スケジュール

内 容	日 時
プロポーザルの公募開始	令和 6 年 11 月 22 日（金）
実施要領及び仕様書に関する質問受付	令和 6 年 11 月 26 日（火）午後 5 時まで
質問に対する回答	令和 6 年 11 月 29 日（金）午後 5 時まで
参加申込書の提出期限	令和 6 年 12 月 3 日（火）
企画提案書の提出期限	令和 6 年 12 月 6 日（金）
審査委員会の開催	令和 6 年 12 月 13 日（金）
審査結果の通知	令和 6 年 12 月 16 日（月）
契約締結	令和 3 年 12 月下旬

5 実施要領及び仕様書等に関する質問

本プロポーザルに関する質問がある場合は、下記により質問すること。ただし、審査に支障を来す質問、評価基準及び他の参加者に関する質問は受け付けない。

- (1) 受付期間 令和 6 年 11 月 22 日（金）～11 月 26 日（火）午後 5 時まで
- (2) 質問方法 質問書（様式 1）を使用し、午前 9 時～午後 5 時までの間に電子メール又は持参により提出すること。電子メールにより提出した場合は、その旨を担当へ電話で連絡すること。
- (3) 質 問 先 〒990-8540 山形市旅籠町二丁目 3 番 25 号
山形市企画調整部公共交通課交通ネットワーク係
電話：023-641-1212（内線 926）
電子メール：kotsu@city.yamagata-yamagata.lg.jp
※メールの件名は「（質問）大郷明治デマンド型乗合タクシー運行業務」とすること。
- (4) 回答日時 令和 6 年 11 月 29 日（金） 午後 5 時まで
- (5) 回答方法 山形市公式ホームページに掲載

6 参加申込及び参加要件適格確認

- (1) 申込期間 令和 6 年 11 月 22 日（金）～12 月 3 日（火）
- (2) 申込方法 提出書類を郵送（締切日必着）又は持参（持参する場合は、土日、祝日を除く午前 9 時～午後 5 時まで）
- (3) 提出書類 ① 参加申込書（様式 2）

- ② 誓約書（様式3）
- ③ 会社概要書（様式4）
- ④ 山形市及び中山町の法人納税証明書（写し可）

※前事業年度分とする。ただし、前事業年度分の法人納税証明書を発行できない場合は、その前の事業年度分とする。

- (4) 提出部数 3部（正本1部、正本の写し2部）
- (5) 提出先 〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3番25号
山形市企画調整部公共交通課交通ネットワーク係
- (6) 参加要件適格確認

上記（3）で提出された書類について、参加要件適格が確認された者に対しては、参加要件適格通知書により通知を行う。参加要件を満たしていない者に対しては、参加要件不適格通知書により通知を行い、プロポーザルへの参加を認めない。

7 企画提案書等の提出

「6 参加申込及び参加要件適格確認」により参加要件適格の通知を受けた者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。

- (1) 提出期限 令和6年12月6日（金）
- (2) 提出方法 提出書類を郵送（締切日必着）又は持参（持参する場合は、土日、祝日を除く午前9時～午後5時まで）
- (3) 提出書類
 - ① 業務実施体制書（様式5）
 - ② 企画提案書（様式6）
 - ③ 経費見積書（様式7）
- (4) 提出部数 11部（正本1部、正本の写し10部）
- (5) 提出先 〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3番25号
山形市企画調整部公共交通課交通ネットワーク係

8 プレゼンテーション

- (1) 令和6年12月13日（金）に指定の場所で、大郷明治デマンド型乗合タクシー運行業務公募型プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）に対し、「7 企画提案書等の提出」で提出した「業務実施体制書（様式5）、企画提案書（様式6）及び経費見積書（様式7）」に沿って説明すること。また、あわせて質疑応答も行う。

プレゼンテーションの時間及び場所の詳細については、「6 参加申込及び参加要件適格確認」の参加要件適格通知書において通知する。

- (2) 説明要領
 - ① 参加できる人数は2名以内とし、説明は原則当該業務の担当者が行うこと。
 - ② 時間は15分以内（説明10分、質疑応答5分）とする。
 - ③ 順番は、法人名又は事業者名の五十音順とする。
 - ④ 説明に際して、プロジェクター等機器を用いることができる。なお、協議会で準備す

る機材は、プロジェクター、スクリーン、パソコン、レーザーポインターとし、企画提案書等の提出にあわせて申し出ること。

- ⑤ 他者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。

9 審査

審査委員会で「別表 評価基準表」に基づき評価を行う。

(1) 失格

次に掲げる項目のいずれかに該当するものは、失格とし、審査の対象としない。

- ① 提出した書類に虚偽の記載のあるもの。
- ② 見積り金額に消費税及び地方消費税を加えた金額が 58,490,456 円を超えるもの。
- ③ 期間内に提出書類が提出されなかったもの。
- ④ 審査会の委員に対して、直接間接を問わず接触を求めたもの又は接触したもの。
- ⑤ 審査結果に影響を与えるような工作をしたもの。
- ⑥ その他、実施要領に違反するもの。

(2) 審査結果

- ① 各審査委員の評価点合計得点が最も高い上位 1 者を、契約交渉順位第 1 位の候補者（以下、「第 1 位の候補者」という。）として選定する。また、令和 6 年 11 月 22 日時点で、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）4 条に定める一般乗合旅客自動車運送事業の許可を取得している者のうち、各審査委員の評価点合計点が第 1 位の候補者の次に高かった者を契約交渉順位第 2 位の候補者（以下、「第 2 位の候補者」という。）として選定する。合計得点の最も高い者が 2 人以上いるときは、企画提案の評価点が高い者を上位とする。
- ② 企画提案をする者が 1 者のみの場合であっても審査を実施するが、その場合、各審査委員の評価点の合計得点が配点合計の 6 割以上となった場合に限り、第 1 位の候補者として選定する。
- ③ 審査の結果は文書により通知し、山形市公式ホームページで公開する。なお、電話や手紙等による審査結果に関する問い合わせには一切応じない。
- ④ 審査結果について、異議を申し立てることはできない。

10 公募型プロポーザル参加に際しての留意事項

- (1) 参加者は、参加申込書の提出をもって実施要領の記載内容を承諾したものとする。
- (2) 参加申込み後に辞退する場合は、辞退届（様式 8）にて届け出ること。
- (3) 提出された書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- (4) 提出された書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に関する責任は、すべて参加者が負うものとする。
- (5) 書類の提出に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。また、造語及び略語は、専門用語又は一般用語を用いて初めて出た場所に

定義を記述すること。

- (6) 複数の企画提案書の提出はできない。
- (7) 提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。(協議会が補正等を求める場合を除く。)
- (8) 公募型プロポーザルに要する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (9) 選定された参加者の企画提案(プロポーザル)に盛り込まれた内容がすべて業務委託内容になるとは限らない。

11 契約に関する基本事項

(1) 契約交渉

第1位の候補者との協議が不調となったと協議会が判断した場合は、第1位の候補者との交渉を終了し、第2位の候補者を繰り上げ、協議を行う。

(2) 契約の締結

第1位の候補者と当該業務についての協議を行い、内容について合意の上、仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴収し、随意契約の方法により契約を締結する。なお、第2位の候補者を繰り上げた場合も同様とする。

大郷明治デマンド型乗合タクシー運行業務 公募型プロポーザル 評価基準表

評価項目		評価の参考	評価の視点	配点
1 業務遂行能力 (業務実施体制の評価)	(1)運行における安全管理等	業務実施体制書 1～4	本業務の円滑かつ安全な運行を図るうえで必要な必要な体制が整っているか	5
		業務実施体制書 5	一般乗合旅客自動車運送事業において、過去5年に国土交通省による処分又は重大事故がないか	5
	(2)業務実績	業務実施体制書 6	業務実施に必要な知識や経験を有しているか	5
	(3)予備車両	業務実施体制書 7	定員が超過した場合(増発)や、通常車両が使用できない場合(定期点検・突発的な事故)の適切な代替車両による運行が可能であるか	5
2 価格	業務価格	業務見積書	提案内容に応じた能率的な価格であるか	20
3 業務実施方針 (企画提案書の評価)	(1)予約の受付	企画提案書 1	予約の受付方法又は受付時間について利便性向上が期待できる提案が示されているか	5
	(2)乗務員の接遇向上や事故防止に関する取組	企画提案書 2	本業務独自の効果的かつ現実的な取組が示されているか	5
	(3)運行が大幅に遅延した場合の対応	企画提案書 3	大幅な遅延が発生した場合の利用者への適切な対応に期待できるか	5
	(4)利用促進の取組み	企画提案書 4－①	新規利用者の獲得に効果的かつ現実的な広報に関する取組が示されているか	15
		企画提案書 4－②	新規利用者の獲得に効果的かつ現実的な広報以外の取組が示されているか	15
	(5)利便性向上の取組み	企画提案書 5	利用者の利便性向上を図るために効果的かつ現実的な取組が示されているか	15
合計				100